

地方自治法（昭和22年法律第67号）第242条第1項の規定に基づき提出された警察職員に対する退職手当の支給に係る住民監査請求についての監査結果は、次のとおりです。

奈良県監査委員	江 南 政 治
同	斎 藤 信一郎
同	粒 谷 友 示
同	田 中 惟 允

第1 監査の請求

1 請求人
略

2 請求書の提出日
平成29年5月29日

3 請求の要旨
監査請求書及び陳述の内容から、請求の要旨をおおむね次のとおりと解した。

(1) 措置要求事項

奈良県警察本部警務部付警視であったA（以下「本件元職員」という。）は、在職中の平成28年3月26日に窃盗事件を起こし、本件元職員に対する懲戒処分が減給100分の10・6月とされた。また、本件元職員が同月31日に定年による退職をした後、退職手当の支払が差し止められていたが、上記事件について不起訴とされたことを理由に、その約1年半後の同年8月24日に奈良県が退職手当を支出した。これらの事実について、以下のとおり措置を求める。

ア 懲戒審査委員会をはじめとして、奈良県警察本部において極めて短時間に処理された懲戒処分の妥当性について、警察署協議会に説明を行い、意見聴取を行うこと。

イ 警察官の士気に関わる身内に甘い体質を是正するために、奈良県警察本部の組織風土を見直し、適正な警察運営の在り方を確立し、警察官による犯罪の再

発防止対策を確立すること。

ウ 違法又は不当な公金の支出である本件元職員に対する退職金の支給に関わった奈良県警察本部長（以下「本部長」という。）ほか懲戒審査委員会の委員が連帯して退職金の損害を補填する措置を講じること。

(2) 請求の理由

奈良県警察本部による上記処分は、以下の理由により違法又は不当である。

ア 現職の警察官であり、生駒警察署長という要職を経験し、警察官の手本ともなるべき幹部職員が行った刑罰法令に触れる犯行であり、部内及び社会の反響は大きいと認められることは、首席監察官・警視正のBが作成した身上調査書においても認識されている。

イ 抵触する法令等は、刑法（明治40年法律第45号）第235条（窃盗）、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第33条（信用失墜行為の禁止）及び奈良県警察職員服務規程第3条の4（信用失墜行為の禁止）である。

ウ 平成21年3月26日付けの警察庁長官官房長から各都道府県警察の長等に対して出された通達「懲戒処分の指針の改正について」（以下「指針」という。）によれば、警察職員の懲戒処分において、「規律違反行為の態様と懲戒処分の種類」として、刑法第235条（窃盗）は10年以下の懲役又は50万円以下の罰金等に該当する（その他他人の財物を窃取する）場合は、免職又は停職となっている。

エ 上記の状況に鑑みて、警察署長たる職責の経験者である本件元職員の窃盗行為は、免職又は停職が相当であると思われる。しかし、極めて短期間（平成28年3月29日から同月30日まで）での奈良県警察本部内の内部処理によって、同月31日付けで減給100分の10・6月の懲戒処分が決定されたことは、指針に背くことであり、警察庁の方針に背くことである。

オ また、懲戒審査委員会の構成員は、本部長をはじめ警務部長、生活安全部長、刑事部長、交通部長、警備部長、警務課長と全員が警察組織内の幹部であり、いわば身内による身内の審査であることから、その審査の公平性、妥当性が大きく欠如していると思われる。

カ 生駒警察署長を経験し、奈良県警察本部警務部という警察組織の要である部署に勤務している者による窃盗事件という重大事案を、本部長は異例の速さで内部処理を行い、本件元職員に懲戒免職や停職ではなく、減給100分の10（6月）という軽微な処分ですませた。また、定年退職を認め、平成28年3月31日で退職することにより処分の適用を免れさせ、退職金が満額支給されるように配慮した。

これらは、組織の膿を出し切るのではなく、早期の幕引きを図ろうとしたものである。

キ 他府県の警察官による窃盗事件では懲戒免職となっている。

当時兵庫県警察本部警部補であったCが平成28年3月27日早朝、遺体検視のため訪れた同県播磨町の女性宅で、女性のカバンから封筒入りの現金200万円を盗んだことに気づいた女性が、同年4月11日に兵庫県加古川警察署に被害届を提出し、兵庫県警察本部が捜索にあたった。同月18日に匿名で「ガレージの棚に200万円を返した」と女性宅に電話があり、ガレージ内から封筒入りの200万円が発見された。

同月21日の午後からCは事情聴取の予定であったが、同日の午前中に犯行を名乗り出た。

神戸地方検察庁は、同年7月19日、神戸地方裁判所での初公判で懲役2年を求刑した。同年9月2日、神戸地方裁判所のD裁判長は「犯行直後から後悔し、現金を置いて立去る等一貫して反省の態度を示している。」、「懲戒免職などの社会的制裁を受けている」として、懲役2年執行猶予4年を言い渡した。

これらの経緯や処分は、この事案に携わった兵庫県全ての機関が法令、規律を遵奉した結果である。

ク 金額や犯行時の状況に差異はあるものの、同じ罪状（窃盗）で管轄の検察の違いにより処分に大きな開きがあるのは公正さに欠け、奈良県民の警察に対する不信を煽るものである。また、警察官の不祥事は、ほぼ毎日、新聞を賑わしているが、奈良県警察本部は身内に甘いという批判が少なからずある。今回の事件において、本件元職員は警視で、なおかつ、警察署長という要職の経験者であり、一般警察官に範を示すべきところ、かくも軽い処分は現場で従事する警察官の士気の低下をもたらし、治安の悪化につながる。

ケ 奈良地方検察庁が本件元職員の事件に対して不起訴処分を行ったことを理由に、奈良県警察本部が奈良県職員に対する退職手当に関する条例（昭和28年10月奈良県条例第40号。以下「退職手当条例」という。）第13条第5項第2号〔退職手当の支払差止処分の取消〕を適用し、退職手当の支払差止処分を取り消し、退職金を満額支給したことは、以下の理由により違法又は不当な処分であるといえる。

生駒警察署長であった本件元職員の窃盗行為は、警察庁の示す指針に照らして、免職又は停職であるところ、内部の甘い審査により、減給処分とされたこと自体が違法又は不当である。

警察署長経験者による窃盗事件であるにもかかわらず、定年退職を認めた

事自体が違法又は不当である。

本件の定年退職に伴う退職金については、退職手当条例第13条第2項第1号〔退職手当の支払の差止め〕の「当該退職をした者の基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に関して、その者が逮捕されたとき又は当該退職手当管理機関がその者から聴取した事項若しくは調査により判明した事実に基づきその者に犯罪があると思料するに至ったときであって、その者に対し一般の退職手当等の額を支払うことが公務に対する信頼を確保する上で支障を生ずると認めるとき。」に該当するとして、支払が差し止められていた。

しかし、平成28年7月13日に奈良地方検察庁の下した判断「不起訴（起訴猶予）」を理由に、その約1年半後の同年8月24日に退職金が満額支給されている。

退職手当条例第13条第5項第2号〔退職手当の支払差止処分の取消〕を適用した差止取消の事由として、公訴を提起しない処分が決定したことにより、被処分者が当該事件に関して禁錮以上の刑に処せられる可能性が著しく低くなったことから、これ以上退職手当の支給を差し止める必要がないと認められるためと述べられているが、支払差止処分を取り消さなければならないのは、退職手当条例第13条第5項第2号に掲げられている「当該支払差止処分の理由となった起訴又は行為に係る刑事事件につき、判決が確定した場合（禁錮以上の刑に処せられた場合及び無罪の判決が確定した場合を除く。）又は公訴を提起しない処分があった場合であって、次条第1項の規定による処分を受けることなく、当該判決が確定した日又は当該公訴を提起しない処分があった日から6月を経過した場合」である。

したがって、平成28年7月13日の奈良地方検察庁の判断から6月を経過しない8月24日に退職金を支給したことは、退職手当条例違反であり、また国民に対する信頼回復の努力も一切なされていない。

よって、退職金の支給は違法又は不当である。

退職手当の差止取消の事由として、公訴を提起しない処分が決定したことにより、被処分者が当該事件に関して禁錮以上の刑に処せられる可能性が著しく低くなったことから、これ以上退職手当の支給を差し止める必要がないと認められるためと述べられているが、その理由には、奈良県警察本部警務部勤務・生駒警察署前署長による窃盗事件という、警察組織に対する信頼性を損なった重大事案であるという事実は何ら考慮されていない。

よって退職手当の支払差止処分の取消を審議する内容としては、著しく正当性、公平性を欠くものである。

以上述べたように、現職の警察官で生駒警察署長という幹部職員であった者に対して、法令、規則、指針に反して著しく不公平な懲戒処分を行い、定年退職を認めることによりその適正な処分を免れさせ、また、国民の信頼を確保するうえで支障を生じるとして差し止められていた退職手当の支払に対しても、ほとぼりが冷めた頃に不起訴を理由に退職金を満額支給した。今回の事案は、奈良県警察本部の組織としての信頼性を地に貶めるものであり、到底看過することのできない違法又は不当な公金の支出である。

4 請求人から提出された事実証明書

- (1) 平成28年3月29日の懲戒審査委員会での審査に係る書類
- (2) 平成28年3月30日の懲戒審査委員会での審査に係る書類
- (3) 平成28年3月31日の懲戒審査委員会での審査に係る書類
- (4) 警察庁懲戒処分の指針
- (5) 退職手当の支払差止処分取消に係る書類
- (6) 退職手当支出に係る書類

第2 監査の実施

1 請求人の証拠の提出及び陳述

平成29年6月21日、地方自治法（昭和22年法律第67号）第242条第6項の規定により、証拠の提出及び陳述の機会を設けた。

これに対し、請求人から請求内容の補足説明があった。

2 監査対象事項

請求書の記載事項及び請求人の陳述内容を踏まえ、平成28年8月24日に本件元職員に対して行われた退職手当の支給を監査対象とした。

なお、請求人は、警察署協議会に懲戒処分の妥当性について説明を行い、意見聴取を行うこと及び奈良県警察本部の組織風土を見直し、適正な警察運営の在り方を確立し、警察官による犯罪の再発防止対策を確立することを請求しているが、これらの請求内容は、地方公共団体の執行機関又は職員が行う違法又は不当な財務会計上の行為等に該当しないので、監査対象とはならない。

3 監査対象部局

奈良県警察本部

4 監査資料及び監査対象部局の陳述の内容

奈良県警察本部に対して、監査資料の提出を求めるとともに、平成29年6月30日に陳述を聴取した。

奈良県警察本部から提出された監査資料及び陳述の内容は、おおむね次のとおりである。

(1) 本件規律違反行為の概要

平成28年3月26日、奈良市内のスーパーマーケットで買い物を終えた被害者が、店のカート置き場にカートを置いた際、カート上に現金3万円、クレジットカード及び診察券等が入った財布を置き忘れ、その直後に買い物に来店した本件元職員が、他の1名とともに、その財布を盗んだ。

(2) 事案の経過

平成28年3月26日	・窃盗事案発生
平成28年3月29日	・監察課が本件元職員に対し、事情聴取を実施 ・首席監察官が本部長に対し、本件元職員の規律違反について書面により申立て ・本部長が懲戒審査委員会に対し、懲戒審査を要求 ・懲戒審査委員会委員長が本件元職員に対し、懲戒審査を行う旨を通知 ・本件元職員が、懲戒審査における口頭審査を要求しない旨を懲戒審査委員会委員長に回答
平成28年3月30日	・懲戒審査委員会において審査を実施 ・懲戒審査委員会において、懲戒処分の要否、種別、程度を決定し、同委員長から本部長に勧告
平成28年3月31日	・本件元職員に対し、懲戒処分書及び処分説明書を交付 ・本件元職員が定年退職
平成28年4月11日	・本件元職員の定年退職に伴う退職手当の支払い（平成28年4月24日支払予定）を差し止める処分を決定
平成28年4月15日	・本件元職員に「退職手当の支払差止処分通知書」を交付
平成28年4月18日	・奈良県警察が本件に係る窃盗事件を奈良地方検察庁に送致
平成28年7月13日	・奈良地方検察庁が当該窃盗事件を不起訴処分

平成28年7月19日	・ 本件元職員から「不起訴処分告知書」の写しを受領
平成28年7月22日	・ 本件元職員の退職手当の支払差止処分の取消を決定
平成28年8月1日	・ 本件元職員の退職手当の支給を決定 ・ 平成27年度過年度支出として、平成28年度予算から退職手当の支出を決定
平成28年8月3日	・ 退職手当の支出負担行為を決議
平成28年8月24日	・ 本件元職員への退職手当の支払を完了

(3) 懲戒処分

ア 本件懲戒処分の決定を短期間で行った理由

懲戒処分は、特定の者の間における勤務関係においてその秩序を維持するための制裁であり、勤務関係の存在を前提として発動されるものであるから、その関係が消滅したときは懲戒処分を行うことはできず、既に退職した者については懲戒処分を行うことはできない。

地方公務員法の規定により、職員が定年によって退職すべき日（当県は満60歳に達した日以後における最初の3月31日）が到来したときは当然に離職することとなるところ、本件元職員は、平成28年3月31日に定年退職が予定されていたものであり、必要な事実認定を行い、各種規定に則った手続きを経て、本件元職員の規律違反行為に対してしかるべき懲戒処分を行った。

イ 本件懲戒処分の決定に係る経緯

(ア) 懲戒処分の指針の適用

懲戒処分の実施は、地方公務員法第6条において、任命権者の権限とされており、奈良県警察職員に係る懲戒処分については、警察庁が人事院の定める懲戒処分の指針を踏まえて作成した指針や先例を参考にして、本部長が決定している。

(イ) 本件懲戒処分の対象となった規律違反行為の態様

指針で定める窃盗に係る規律違反行為の態様と懲戒処分の種類等は、次のとおりである。

規律違反行為の態様	懲戒処分の種類	関連刑罰法令等
-----------	---------	---------

他人の財産に関するもの	住居等に侵入して他人の金品等を窃取すること	免職	刑法第235条（窃盗） 10年以下の懲役又は50万円以下の罰金等
	路上等に置かれた自転車を窃取又は横領すること	停職又は減給	
	万引きをすること	停職又は減給	
	その他他人の財物を窃取すること	免職又は停職	

指針は、基本となる懲戒処分の種類を示したものであり、本件懲戒処分の規律違反行為の態様である「置引き」そのものを掲げていない。そのため、指針が定めている規律違反行為のうちで態様が類似する「万引き」を参考とした。

「窃盗」については、「空き巣、事務所荒し等の住居侵入等を伴う侵入窃盗」、本件のような「置引き、万引き、ひったくり、すり、自動販売機ねらい等の非侵入窃盗」及び「自動車盗、自転車盗等の乗物盗」など、多数の犯行の態様があり、個々の事案の態様も千差万別であることから、「窃盗」という罪をもって一律に懲戒処分の種類を判断できるものではない。

他方、「置引き」は、置いてある他人の携帯品をすきをみて窃取するものをいい、「万引き」は、店員等のすきをみて商品を窃取するものをいうところ、本件事案については、スーパーマーケットという店舗内で発生した事案であり、被害品の管理状態の違い（万引きにあっては、店の管理に係る商品、置引きにあっては、置いてある他人の携帯品）はあるものの、「店舗内で被害関係者のすきをみて盗む」という点において、犯行の態様の類似性がうかがえる。

また、悪質性という点で、「被害者にけがを負わせる危険性があるひったくり」や「物の損壊等のある自動販売機ねらい」等と比較して、指針に掲げられている「万引きをすること」により近似する事案であると判断した。

(ウ) 窃盗（万引き）事件を起こした警察職員に係る懲戒処分の事例

本件懲戒処分の検討に当たって、奈良県警察職員及び警視庁職員が起こした万引き事例に係る過去の懲戒処分4件との比較衡量を行った。

具体的には、万引きのみの事例である3件については、減給100分の1

0・3月が2件、減給100分の10・6月が1件であり、万引き以外にも職務上の懲戒理由のあった事例1件については、停職4月である。

(エ) 本件懲戒処分の種類及び程度

本件処分に係る懲戒処分の種類及び程度については、指針や先例を参考にして、当該行為の動機、態様及び結果、当該行為の他の職員及び社会に与える影響、職員の職責の内容、職員の当該行為の前後における態度等を総合的に考慮して、減給100分の10・6月と決定した。

本件規律違反行為は、職務遂行上の行為ではなく、私生活上の行為であり、かつ、店のカート置き場に被害者が置き忘れていた現金3万円等在中の財布を買い物に来店した際に窃取した犯行の態様は、偶発的と認められるものであった。

一方、本件規律違反行為は、その管轄区域内における警察の事務を処理し、所属の警察職員を指揮監督する警察署長であった者によるもので、他の職員及び社会に与える影響が大きいものであった。

しかし、当該行為以前に、本件元職員は懲戒処分を受けておらず、その他勤務に関して問題となる事態等は把握されていなかった。また、当該行為の後、本件元職員は事実を認め、被害者に謝罪し弁償しており、被害者は処罰は望まない旨を話していた。

(4) 退職手当の支払差止処分の取消理由

本件元職員の事案は窃盗罪（10年以下の懲役又は50万円以下の罰金）であることから、退職手当条例第14条に定める禁錮以上の刑に処せられた場合等の退職手当の支給制限に該当し、退職手当の全部又は一部を支給しないとする処分を行うこととなる可能性があったため、退職手当条例第13条第2項第1号を適用し、平成28年4月11日に本件元職員に対する退職手当の支払を差し止めた。

他方、退職手当条例第13条第7項では、「支払差止処分後に判明した事実又は生じた事情に基づき、当該一般の退職手当等の額の支払を差し止める必要がなくなったとして当該支払差止処分を取り消すことを妨げるものではない」と規定されている。本件事案の場合、同年7月13日に支払差止処分に関する事案について、公訴を提起しない処分が決定したことにより、当該事案については退職手当の支給制限を行う要件である「禁錮以上の刑に処せられた」という可能性が著しく低くなったと考えられたことから、同月22日に、支払差止処分の取消を行い、同年8月1日に退職手当の支給を決定した。

なお、退職手当条例第13条第5項第2号では、公訴を提起しない処分があつ

た場合であって、当該処分があった日から6月を経過した場合は、速やかに支払差止処分を取り消さなければならない旨が規定されている。これは、不起訴処分が決定した後であっても、懲戒免職等処分を受けるべき行為があったとして、退職手当条例第14条による支給制限処分を行うことはあり得るところ、そのためには意見の聴取や退職手当の支給制限を行う審査会の手続等が必要であるため、6月に限り退職手当の支払を差し止める処分を継続できるようにしているものであって、支払を差し止める必要がなくなった場合に、これを取り消すことを妨げるものではない。この取扱いに関しては、同種事案に対する他府県の状況も確認し、県民の皆様の信頼の確保という観点からも、慎重な判断を行った。

第3 監査結果

本件住民監査請求の監査の結果、次のとおり決定した。

本件住民監査請求に係る措置要求は、理由のないものとして棄却する。

以下、その理由について述べる。

1 懲戒処分について

(1) 懲戒処分と退職手当との関係について

請求人は、本件元職員の窃盗行為は警察庁の示す指針に照らして免職又は停職であるべきところ、減給処分としたことは違法又は不当であり、退職手当を支給したことは違法又は不当な公金の支出であると主張する。

住民監査請求の対象は、地方自治法第242条により、地方公共団体の執行機関又は職員の行う違法又は不当な財務会計上の行為等に限られており、本件住民監査請求において監査の対象となる財務会計行為は、本件元職員に対する退職手当の支払である。

一方、懲戒処分は財務会計上の行為とはいえないので、本来、懲戒処分そのものが監査の対象となることはない。

しかし、昭和60年9月12日の最高裁判所の判決では、「本件条例の下においては、分限免職処分がなされれば当然に所定額の退職手当が支給されることとなっており、本件分限免職処分は本件退職手当の支給の直接の原因をなすものというべきであるから、前者が違法であれば後者も当然に違法となるものと解するのが相当である」とし、財務会計行為の原因となる行為も財務会計行為の違法性を判断する前提となると判示している。

(2) 懲戒処分の適否について

平成2年1月18日の最高裁判所の判決では、「懲戒処分を行うかどうか、懲

戒処分を行うときにいかなる処分を選ぶかは、平素から庁内の事情に通曉し、職員の指揮監督の衝に当たる懲戒権者の裁量に任されている」、「懲戒権者は、懲戒事由に該当すると認められる行為の原因、動機、性質、態様、結果、影響等のほか、当該公務員の右行為の前後における態度、懲戒処分等の処分歴、選択する処分が他の公務員及び社会に与える影響等、諸般の事情を総合的に考慮して、（中略）その裁量的判断によって決定することができるものと解すべきである。」と判示している。そして、「懲戒権者の裁量権の行使に基づく処分が社会観念上著しく妥当を欠き、裁量権の範囲を逸脱しこれを濫用したと認められる場合に限り、違法であると判断すべきものである」とされている。

したがって、本件事案についても、同様の観点から懲戒処分の適否を判断するのが適当である。

また、本件退職手当の支給に影響する懲戒処分は免職であることから、本件退職手当の支給が違法又は不当であるかどうかを判断するに当たっては、本件元職員に対して免職処分ではなく減給処分を行ったことの適否を検討する必要がある。

そこで、本件懲戒処分の決定に当たって、懲戒権者である本部長が、裁量権の範囲を逸脱してこれを濫用する判断を行ったかどうかを検討する。

本件懲戒処分の決定に当たっては、警察本部の説明によると、本件懲戒処分に係る指針の適用について、態様の類似性や悪質性から、万引きに態様が類似していると判断し、参考としたとのことである。

また、どのような懲戒処分が妥当であるかについては、指針において犯行の態様の類似性があるとする万引き（指針では、懲戒処分の種類は停職又は減給とされている。）に係る過去の懲戒処分事例との比較衡量を行ったとのことである。

さらに、職務遂行上の行為ではなく私生活上の行為であり偶発的であること、元警察署長によるものであって他の職員及び社会に与える影響が大きい、本件事案以前に他に懲戒処分を受けておらず勤務に関して問題がなかったこと、本件元職員は事実を認め被害者に謝罪し弁償していること等を総合的に考慮して減給処分を行ったとのことである。

また、本件懲戒処分に係る手続については、懲戒審査委員会における審査や本部長への勧告等、奈良県警察職員懲戒等取扱規程に則った手続を経て、処分が行われている。

これらのことから判断すると、本件事案において減給処分とし、懲戒免職の処分を行わなかったことについて、懲戒権者として、社会観念上著しく妥当を欠き、裁量権の範囲を逸脱してこれを濫用した処分を行ったとは認められない。

2 退職手当の支出について

請求人は、退職手当条例第13条第2項第1号に基づいて行っている退職手当の支払の差止めを取り消したことについて、退職手当条例第13条第5項第2号では「当該支払差止処分の理由となった起訴又は行為に係る刑事事件につき、判決が確定した場合（禁錮以上の刑に処せられた場合及び無罪の判決が確定した場合を除く。）又は公訴を提起しない処分があった場合であって、次条第1項の規定による処分を受けることなく、当該判決が確定した日又は当該公訴を提起しない処分があった日から6月を経過した場合」と定められているにもかかわらず、平成28年7月13日に奈良地方検察庁の下した判断「不起訴（起訴猶予）」を理由として、その約1年半後の同年8月24日に満額支給したことを退職手当条例違反と主張する。

このことについて、警察本部の説明によると、本部長が退職手当条例第13条第2項第1号に基づき本件退職手当の支払差止処分を行った理由は、本件元職員の事案は窃盗罪であることから、退職手当条例第14条に定める禁錮以上の刑に処せられた場合等の退職手当の支給制限に該当し、退職手当の全部又は一部を支給しないとする処分を行うこととなる可能性があったためとのことである。

しかし、その後、奈良地方検察庁から当該支払差止処分に係る事案に関し公訴を提起しない処分をした旨の告知があり、当該事案については退職手当の支給制限を行う要件である「禁錮以上の刑に処せられた」という可能性が著しく低くなったことから、退職手当条例第13条第7項の「当該支払差止処分後に判明した事実又は生じた事情に基づき、当該一般の退職手当等の額の支払を差し止める必要がなくなったとして当該支払差止処分を取り消すことを妨げるものではない」との規定を勘案し、支払を差し止める必要がなくなったとして支払差止処分を取り消したとのことである。

これらのことから判断すると、本部長が、本件元職員に対する退職手当の支払差止処分を行い、その後、当該事案に関し、公訴を提起しない処分がなされたことから、退職手当の支払を差し止める必要がなくなったとして支払差止処分を取り消したことについて、退職手当条例に照らして不合理なところは認められない。

以上、上記1及び2で判断したとおり、本件退職手当の支給の前提となる懲戒処分及び本件退職手当に係る支給手続のいずれについても、違法又は不当な事実は認められない。

したがって、本部長等に対する退職金相当額の補填の請求には、理由がない。